

令和2年（2020年）4月24日

熊本県建設産業団体連合会会長 様

熊本県土木部長

新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止対策の徹底について（依頼）

県土木部における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、令和2年（2020年）4月2日付け監第4号でお知らせしたところですが、令和2年（2020年）4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことを踏まえ、感染拡大防止対策をより一層徹底する観点から、緊急事態措置の期間中は下記のとおり取り扱うこととし、本庁や出先機関（広域本部・地域振興局等）への不要不急の訪問等は御遠慮いただくよう、貴団体会員に対して周知徹底願います。

なお、公共工事及び河川や道路などの公物管理は、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中も事業の継続が求められるものとして国から示され、特措法に基づく知事からの休業要請の対象にも含まれませんが、工事等の継続に当たっては、建設現場等における「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避やその影響を緩和するための対策を徹底し、全ての作業従事者等の健康管理に留意されるよう、併せて周知ください。

記

発注機関の監督員との打ち合わせ等については、各自、事前に体温測定等による健康確認を徹底し、少しでも体調面に不安がある場合は、打ち合わせの延期を遠慮なく申し出いただくとともに、可能な限り、電話や電子メール等を活用してください。

やむを得ず同席で実施せざるを得ない場合は、必要最小限の人数に限定し、事前に手洗いを行ったうえで、風通しの良い広い部屋でマスクを着用して実施する等、感染予防対策を徹底するとともに、万一、感染者が発生した際の積極的疫学調査に活用するため、出席者全員の氏名を確実に記録させていただきますので、ご理解ください。